

令和5年3月8日
市民部地域振興課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う可児市地区センターの使用 に関するガイドライン（令和5年3月13日改定版）

1. 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、市民の生命と安全を確保するため、可児市地区センターの使用に関する取り扱いを示すものである。

なお、国または県から公共施設の取り扱いについて指示等が示されるなど、状況に変化があった場合は、本ガイドラインも見直すものとする。

2. 利用者への周知について

- (1) マスクの着用は利用者の判断に委ねることとする。（利用者の意思に反してマスクの脱着を強いることがないようにする。）
- (2) 発熱等症状のある者、陽性の者及び同居家族に陽性の者がいる者は、入場を控えるよう徹底。

3. 遵守事項について

地区センターの使用についての遵守事項は、可児市地区センターの設置及び管理に関する条例施行規則第15条に定めるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止対策に基づく地区センター使用チェックリスト（別紙1）に必要事項を記載の上、施設の使用前に地区センターに提出すること。
- (2) 30分毎に1回以上（1回当たり3分程度）、窓、出入口等2方向を開放し、換気を行うこと。
- (3) 使用する部屋において、利用者は、他者と適切な間隔を確保すること。
- (4) 部屋の使用前、使用後に消毒を実施すること。
- (5) 調理器具や工具など使用する備品の使い回しはせず、使用後は使用者が必ず洗浄または消毒を行うこと。
- (6) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ること。
- (7) 物販等、不特定多数の者が来場する場合は、密集が発生しないなど対

策を徹底すること。

4. 地区センターにおける感染症防止対策について

- (1) 各地区センターの感染症防止対策実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、各地区センターに併設する各連絡所長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、地区センターの使用にあたって、新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト（別紙2）に基づき、適切な感染症防止対策を実施する。
- (3) 実施責任者は、地区センターを使用する者から新型コロナウイルス感染症防止対策に基づく地区センター使用チェックリスト（別紙1）を提出させる。
- (4) 実施責任者は、使用者全員に地区センターを使用される皆様へ（別紙3）を渡して、遵守事項の徹底を図る。
- (5) 実施責任者は、適宜施設内の消毒を行う。

5. 留意事項

地区センターの使用に当たっては、本ガイドラインの他に、可児市新型コロナウイルス感染症防止対策施設運営及び市主催事業実施基本指針で示す事項及び感染症拡大防止のため各種団体等が策定するガイドライン等の適用を徹底するものとする。

6. 適用期間

本ガイドラインの適用は、令和5年3月13日から、日本政府による新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発表される日までとする。